

入札及び契約内容に関する事項について（低入札価格調査）

工事名称:横浜第2合同庁舎 防火シャッター改修工事

調査を実施した業者名及び住所:株式会社オリゲン

東京都世田谷区上野毛4-23-15

項 目	内 容
(1) 当該価格により入札した理由	・必要資材を協力会社から安価に仕入れることができるため。 ・事業所と工事箇所が近いことから、運搬交通費が安価であるため。
(2) 契約対象工事付近における手持工事の状況	なし。
(3) 契約対象工事に関連する手持工事の状況	なし。
(4) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等の関連(地理的条件)	倉庫(東京都世田谷区上野毛)から工事対象箇所まで車で約30分程度であり、地理的な不便は生じない。
(5) 手持資材の状況	協力会社から調達予定。
(6) 資材購入先及び購入先と入札者との関係	協力会社から購入予定。
(7) 手持機械数の状況	なし。
(8) 労務者の具体的供給見通し	自社及び協力会社において労務者を確保する体制が整っている。
(9) 過去に施工した公共工事名及び発注者	・船越庁舎修繕(横須賀地方総監部) ・横浜地簡裁庁舎建具等改修工事(東京高等裁判所) ・合同庁舎(本館20)建築改修工事(農林水産省) ・大手町合同庁舎3号館執務室改修等工事(デジタル庁) ・遠心力荷場装置上屋シャッター更新工事(国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所) ・中央合同庁舎第2号館16階ほか間仕切改修工事(警察庁)
(10) 経営内容	特段の問題は認められない。
(11)(1)～(10)までの事情聴取した結果についての調査検討	相手方は労務者の確保について体制を整えており、公共工事の施工についても十分に実績がある。
(12)(9)の公共工事の成績状況	契約内容のとおり履行されている。
(13) 信用状態	特段の問題は認められない。
(14) その他必要な事項	相手方の積算内訳書等を分析した結果、予定価格との開差は認められるものの、当局の仕様書どおりの施工が可能と判断する。